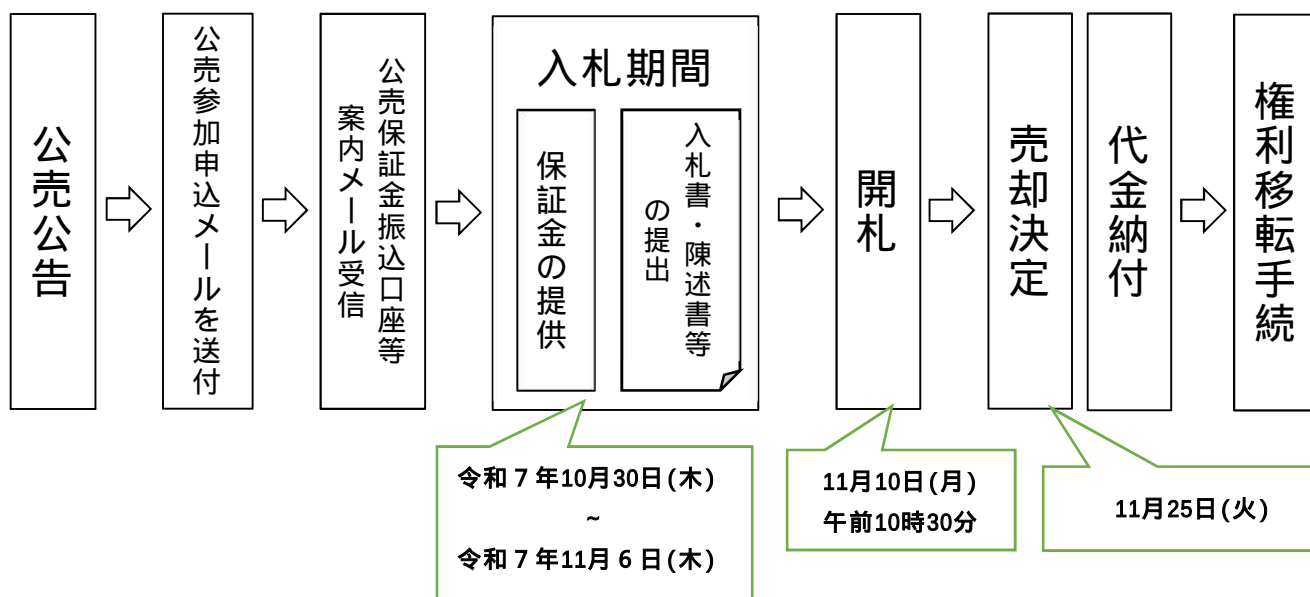


令和7年度平塚市不動産共同公売（期間入札）のしおり

第1章 手続きの概要

この手続きは、差押財産を公売するにあたり、執行機関において入札期間を定め、その期間内に郵送による方法で入札を受け付け、開札日に開札を行い、最高価申込者を決定の上、売却するものです。

< 公売手続の流れ >



売却決定の日までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

第2章 公売公告から入札までの手順

1 公売公告

公売公告には、売却区分番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額及び公売保証金額、入札期間、開札の日時・場所等が記載されており、平塚市の掲示板に掲示されます。

買受けを希望する財産について、公簿や現況確認等により、必要な情報の収集を行ってください。

2 公売参加資格

- (1) 原則として、どなたでも公売に参加することができます。
ただし、以下の方は公売に参加することができません。

滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び第108条に該当する者）並びに同法99条の2各号に該当する者（暴力団員等）は公売に参加することはできません。

入札者の方には「暴力団員等でない旨の陳述書」を提出いただきます。陳述書の提出がない場合は入札が無効になります。

- (2) 代理人が入札する場合には、本人の「委任状」を提出してください。
- (3) 共同で入札する場合には、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員分の「委任状」を提出してください。
また、その場合の入札は「共同入札用」の入札書を使用してください。
- (4) 入札する公売財産が「農地等」の場合には、「買受適格証明書」を提出してください。

3 公売手続きについて

(1) 公売参加申込メールの送付

神奈川県庁、平塚市のホームページの公売情報や広報誌に掲載の各執行機関のメールアドレス宛に公売参加申込メールを送信してください。

公売参加申込メールは、入札参加希望の物件を所管する執行機関ごとにそれぞれ送信する必要があります。

なお、電子メールによりがたい場合は、電話連絡にて受け付けますので、各執行機関に連絡してください。

申し込み後、執行機関から公売保証金振込口座等について御案内いたします。

(2) 入札書等必要書類の準備

入札書その他必要書類は各執行機関のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合等は各執行機関の担当に電話連絡のうえ、必要書類を請求してください。

(3) 公売保証金の納付

平塚市では、入札する公売財産の公売保証金の納付は口座振込のみとなります。

ア 口座振込の場合

(ア) 事前に各執行機関に振込指定口座を確認してください。物件によって、執行機関が異なりますので、間違いのないよう御注意ください。

(イ) 振込時には振込名義人の前に売却区分番号を入力し、振込後振込した日時場所について担当あてに電話連絡ください。

（例）「ヒラ1 カナガワタロウ」

(ウ) 指定口座への振込は、必ず「電信」又は「至急扱い」にしてください。

(エ) 複数の公売財産に入札される場合には、売却区分番号ごとに公売保証金をお振込みください。

(オ) 振込手数料は、入札参加者の負担となります。

(カ) 公売保証金は入札期間内に指定口座への着金が完了している必要があります。期間内における公売保証金の着金を確認できない場合には、入札は無効となります。

(キ) 公売保証金の振込後は、その取消し又は変更はできません。

(ク) 振込を依頼した金融機関から交付を受けた「金融機関の証明書（振込金受取書）」の写しを「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に貼り付けて、提出してください。

なお、インターネットによる振込のため、「金融機関の証明書（振込金受取書）」がない場合には、振込日時、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面等を出力の上、貼付してください。

(4) 「公売保証金振込通知書兼充当申出書」の作成
必要事項を記入してください。

(5) 陳述書の作成

入札にあたって、買受申込者は「陳述書」を提出する必要があります。

ア 「入札者」の区分に応じた「陳述書」を提出してください。

なお、「陳述書」の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分に入札する場合は、売却区分ごとに「陳述書」が必要となります。

イ 「陳述書」には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては、商業登記上の所在地及び名称を記載してください。

ウ 法人の場合は次の書類が必要になります。

(ア) 「陳述書（法人用）」（必須）

(イ) 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」（必須）

(ウ) 「役員の本人確認書類（免許証等の写し）」

上記(ウ)は下記エの書類が添付されている場合は不要です。

エ 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札される場合には、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書類の

写しを添付してください（有効期限が令和 7 年11月30日以降のもの）。

(ア) 宅地建物取引業の免許を受けて事業を行っている者

宅地建物取引業の免許証等の写し

(イ) 債権管理回収業の許可を受けて事業を行っている者

債権回収業の許可証等の写し

オ 共同して入札する場合、入札者ごとに「陳述書」を提出してください。

カ 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。

また、自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の全部事項証明書等の写し」、「役員の本人確認書類(免許証等の写し)」を提出してください。

なお、自己の計算において入札等をさせようとするものが宅地建物取引業又は債権管理回収業の場合には、上記エと同様に、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください（有効期限が令和 7 年11月30日以降のもの）。

この場合、代表者以外の役員の本人確認書類（免許証等の写し）は提出不要です。

キ 虚偽の陳述をした場合は、6 月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます。

「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。提出した「陳述書」に不備がある場合は、入札期間内に再提出が必要となります。再提出が必要な方には、公売担当から御連絡します。

再提出が必要となった「陳述書」が入札期間内に届かない場合も、入札等が無効となります。

4 入札

(1) 入札必要書類の提出（別紙 1「入札等の必要書類一覧」参照）

ア 入札書の記載

(ア) 入札書には、住民登録上の住所（法人の場合は登記上の本店所在地）、氏名（法人の場合は商号）を記載してください。

(イ) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても引換え、変更

又は取消しをすることはできません。

(ウ) 入札書は同じ売却区分番号の物件に2枚以上入札することはできません。2枚以上入札された場合、すべて無効となります。

(エ) 入札書を書き損じたときは訂正しないで、新たな入札書を使用してください。様式はホームページからダウンロードしてプリントアウトしたものを使用してください。

(オ) 共同で入札する場合は、共同入札用の入札書を使用してください。共同入札用の入札書は両面印刷となっておりますので、表面と裏面の両方に漏れなく必要事項を記入してください。

イ 「入札書提出用封筒（内封筒）」に入札書を封入

(ア) 「入札書提出用封筒（内封筒）」に入札書だけを入れ、封をしてください。入札書以外の書類を封入した場合には、入札が無効となります。

(イ) 「入札書提出用封筒（内封筒）」に封入する入札書は1枚に限ります。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒（内封筒）が必要となります。

ウ 入札書以外の書類について

● 必ず準備する書類

(ア) 「公売保証金振込通知書兼充当申出書」

(イ) 「陳述書」

指定許認可等を受けている場合は免許証等の写しを添付してください。

(ウ) 本人確認書類

（別紙2「入札形態ごとの本人確認書類例」を参照）

● 必要に応じて提出する書類

(イ) 「返信用封筒」（入札書提出用封筒受領証返信用） 持参の場合は不要（氏名（名称）及び送付先を記載の上、切手（110円）を貼付）

(オ) 「委任状」（代理人が入札する場合）

(カ) 「買受適格証明書」（入札する公売財産が「農地等」の場合）

(キ) 「共同入札代表者の届出書」（共同で入札する場合）

(ク) 郵送用封筒（外封筒）

入札書等及び上記(ア)～(キ)を封入するのに使用します。

(2) 「郵送用封筒（外封筒）」の提出【入札期間内必着】

入札期間：令和7年10月30日（木）～令和7年11月6日（木）

郵送（一般書留・簡易書留）により提出先に郵送してください。一般書留、簡易書留については郵便窓口での取扱となります。なお、期

限を過ぎて到着した入札書は無効となります。

直接持参される場合は、事前に執行機関に電話連絡のうえ、執行機関の窓口まで持参ください。なお、執行機関窓口^に直接持参される場合の受付時間は平日の午前 9 時から午後 4 時までです。

- (3) 入札期間の終了後、「入札書提出用封筒受領証」及び「保証金領収書」を郵送（直接持参の場合は、その場で交付）します。

第 3 章 開札期日から権利移転までの手順

- 1 開札の日時及び開札の方法【令和 7 年11月10日（月）午前10時30分】
各執行機関において開札します。開札の立会いを希望する場合は、令和 7 年11月 6 日（木）午後 5 時までに執行機関に御連絡ください。

入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売を担当していない職員が立ち会って開札します。

- 2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

- (1) 最高価申込者

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。

なお、最高価額の入札者が 2 人以上いる場合は、その同価額の入札者で追加入札を行います。追加入札の価額が同じときは、くじにより最高価申込者を決定します。追加入札の日程は別紙 3「公売の日程等」を御確認ください。

- (2) 次順位買受申込者

次順位買受申込者とは、入札形式で行う公売において、落札者（最高価申込者）が買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買受けることができる入札者のことです。

最高価申込者の決定後、直ちに売却区分ごとに、以下の条件のすべてを満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

ア 最高入札価額に次ぐ高い価額で入札していること

イ 入札価額が、見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を差し引いた金額以上であること

（例）見積価額1,000万円 最高入札価額1,500万円

公売保証金100万円

1,500万円 > 次順位買受申込者 （1,500万円—100万円）

ウ 入札書にて次順位買受申込みを行っていること

（入札書のチェック欄に「○」印の記載があった入札者のみ該当）

なお、次順位買受申込者が 2 人以上いる場合は、くじで次順位買

受申込者を決定します。くじをする場合、入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わない者があるときは、公売事務を担当していない職員がその者に代わってくじを行います。

次順位買受申込者の公売保証金は、最高価申込者に売却決定を行った後（11月25日以降）「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に記載された口座へ振込により返還する手続きをとります（返還に1週間から3週間程度要します）。「次順位買受申込者」へのお申込みは、公売保証金の返還に時間がかかることを御了承いただいた上で、お申し込みください。

(3) 最高価申込者及び次順位買受申込者の発表

担当から電話連絡を当日の午後4時までに入れさせていただきます。

なお、お電話が繋がらない場合は、留守番電話に折り返しお電話をいただくメッセージを入れる場合があります。

また、最高価申込者決定のお知らせを後日郵送しますので、そちらに記載の買受代金納付日までに代金の御用意をお願いします。

なお、最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方には電話連絡はいたしません。

3 追加入札

追加入札は、期間入札の方法で行います。追加入札の価額は当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき又は追加入札すべきものが入札をしなかったときは、国税徴収法第108条（公売実施のための適正化のための措置）により公売保証金を没収し、今後2年間は公売会場への入場及び入札等を制限することがあります。

4 公売保証金の返還

最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に記載された口座への振込みによって返還します。

また、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者による買受代金の納付後に返還します。

公売保証金の返還には、公売終了後（次順位買受申込者が提供した公売保証金については、最高価申込者が買受代金を納付した後）から3週間程度要する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

5 売却決定

売却決定は、令和7年11月25日（火）午前10時に、最高価申込者に対して行います。最高価申込者又はその代理人が売却決定をする場所に居合わせない場合においても売却決定を行います。

ただし、売却決定の日までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

また、売却決定通知書は、買受代金の納付後に交付します。

なお、最高価申込者の決定若しくは最高価申込者に対する売却決定が取り消されたとき又は最高価申込者が国税徴収法第114条（買受申込み等の取消し）により入札又は買受けの取消しをしたときは、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

6 買受代金の納付

売却決定を受けた方（買受人）は、買受代金納付期限までに、次に掲げるいずれかの方法により買受代金（入札価額から公売保証金を差し引いた金額）の全額を納付してください。

複数の公売財産の買受代金を納付する場合は、売却区分番号ごとに買受代金を納付してください。

- (1) 執行機関から送付する納付書にて金融機関で納付し、領収書（原本）を執行機関に送付する。

- (3) 執行機関の指定口座へ振込により納付する。

振込手数料は振込人（買受人）の負担になります。

納付方法は執行機関によって異なりますので、詳しくは各執行機関からの説明を受けてください。

7 権利移転及び危険負担の移転の時期

- (1) 原則として、買受人が買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。

ア 農地等については、農業委員会等の許可又は届出の受理

イ その他法令の規定により許可又は登録を有する者は、関係機関の許可又は登録

- (2) 危険負担の移転の時期は、原則として、買受人が買受代金の全額を納付したときです。したがって、買受代金納付後に公売財産上に生じた危険（損傷、盗難、焼失等）による損害は買受人が負担することになります。

なお、農地等の危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しくは届出の受理があったときです。

8 権利移転手続き

- (1) 所有権移転の登録手続きは買受人の請求に基づいて執行機関が行います。

「所有権移転登記の請求書」に必要書類を添付して、請求してください。この場合、登記に必要な費用は買受人の負担となります。

- (2) 権利移転に必要な書類及び費用は次のとおりです。

ア 住所証明書（住民票の写し（ 個人の場合、個人番号の記載がないもの））

本人確認書類として提出済の場合は不要

イ 登録免許税相当の印紙又は領収証書

【固定資産評価額×20/1,000 相当額】

ウ 市町村が発行する固定資産評価証明書

エ 登記関係書類の郵送料（配達証明相当分の切手）

オ 公売財産が「農地等」の場合には、農業委員会又は都道府県知事の発行する農地法許可書若しくは受理通知書

詳細については、各執行機関から落札後に説明があります。

- (3) 執行機関は、不動産の直接の引渡しは行いません。したがって、公売財産内に居住者が存在する場合の明渡請求や公売財産内に動産類が存在する場合の取扱いなどについては、すべて買受人の責任において行うことになります。

9 適格請求書（インボイス）の交付について

公売財産が適格請求書（インボイス）発行事業者の所有する消費税課税資産の場合、買受人から執行機関に交付請求があったときは、執行機関から適格請求書（インボイス）を交付することができます。適格請求書（インボイス）が必要な場合は、執行機関まで問合せください。

第4章 その他

1 公売中止

買受代金の納付の前に、公売の原因となった税金の完納が証明された場合や、災害発生、感染症の流行などやむを得ない理由が生じたときは、公売が中止となります。

公売中止については、公売情報または執行機関の公売担当に直接御確認ください。

2 最高価申込者決定等の取消し

次に該当する場合は、直ちに最高価申込者決定等を取り消します。

- (1) 売却決定前に公売財産に係る滞納税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 最高価申込者等が国税徴収法第99条の2各号に規定する暴力団員に該当するとき
- (3) 最高価申込者等が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

3 売却決定の取消し

次に該当する場合には、直ちに売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金の納付の期限までに、買受代金を納付しないとき
- (3) 買受人が国税徴収法第114条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受けを取り消したとき
- (4) 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定により、最高価申込者等の決定を取り消したとき

4 入札等又は買受けの取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第105条第1項ただし書（不服申立があった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき、入札後の手続きが停止（滞納処分の続行の停止）される場合があります。

この場合、手続きが停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができます。

5 契約不適合責任

執行機関は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

6 公売保証金の没収

買受代金の全額をその納付期限までに納付しないことにより売却決定を取り消したときは、買受人の提供した公売保証金は没収し、その公売に係る滞納税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。